

平成 27 年有害物ばく露作業報告対象物質の選定について（案）
（27 年 1～12 月が報告対象期間、28 年 1～3 月報告分）

1 有害物ばく露作業報告について

(1) 目的

厚生労働省労働基準局においては、平成 18 年度より、職場で使用される化学物質のリスク評価を行い、労働安全衛生法の特別規則（特定化学物質障害予防規則）等による規制の対象への追加の要否を判定しているところである。

リスク評価に当たっては、既存の有害性情報を整理するとともに、職場における労働者の化学物質へのばく露の状況を調査し、両者を比較することにより、労働者の健康障害に係るリスクを判断している。

このうち、労働者のばく露状況の調査のためには、対象とする化学物質の製造・取扱の状況を網羅的に把握する必要があることから、労働安全衛生法第 100 条及び労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定により、対象化学物質を年間 500 kg 以上製造・取扱を行う事業場は、対象化学物質の用途、労働者が行う作業の種類、製造・取扱量、対象化学物質の物理的性状、温度等を報告しなければならないこととしている。

(2) 対象化学物質の選定と有害物ばく露作業報告のスケジュール

リスク評価の対象とし有害物ばく露作業報告を求める化学物質は、報告の対象期間（1～12 月）の前年に告示を行い、翌年の 1～3 月が報告の提出期間となる。

今回選定する物質は、本年中に告示し、平成 27 年の 1～12 月が報告の対象期間、平成 28 年の 1～3 月が報告の提出期間となる。

(3) 有害物ばく露作業報告提出後のスケジュール

有害物ばく露作業報告で提出された情報をもとに、コントロール・バンディング手法等を用いて、労働者のばく露が大きい可能性ある事業場を抽出し、初期リスク評価のために労働者のばく露濃度の測定等を行う。

この結果、高いばく露がみられる事業場があった場合には、その調査結果等をもとに、高いばく露の可能性のある用途や作業の特定等を行って詳細リスク評価のための調査を行う。

今回選定する物質は、平成 28 年度以降に初期リスク評価のための調査を行う。

(4) その他

有害物ばく露作業報告は、労働安全衛生法に基づき事業者に提出の義務を課すものであるため、同法第 57 条の 2 の規定に基づき交付が義務づけられている文書（SDS）によって、事業者が譲渡・提供を受ける際に名称を知ることができる物質を対象としている。

2 リスク評価対象物質選定の経緯

(1) 平成20年度までの選定物質

リスク評価は重篤な健康障害を引き起こすおそれのある化学物質を対象としているが、平成20年度までは、発がん性に着目し、IARCの発がん性評価で1～2Bの区分となっている物質等を選定した。

平成18年度まで	IARCの評価が「1」又は「2A」のもの
平成19年度	IARCの評価が「2A」又はEUの評価が「2」のもの
平成20年度	IARCの評価が「2B」であって、ACGIHのTLV又は日本産業衛生学会の許容濃度が勧告されているもの

これらの物質は、大部分がリスク評価を終了している（合計79物質のうち、74物質がリスク評価終了又は有害物ばく露作業報告の提出なし。）

(2) 平成21～23年の選定物質

この期間は、発がん性に限らず重篤な健康障害のおそれのある化学物質を対象として選定している。着目した有害性の種類ごとの選定物質数は以下のとおり。

発がん性	6物質（1,2ジクロロプロパン（がん原性指針対象物質）等）
生殖毒性	18物質（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）等）
神経毒性	32物質（2-アミノエタノール等）
その他	2物質（メレンピス(4-1フェニル)ニゾシアネート（呼吸器感作性等）等）

（この他にナノマテリアル5物質（酸化チタン（ナノ粒子）等））

注：複数の種類の有害性から選定した物質があるので、上記の物質数の合計と全体の物質数は異なる。

これらのうち、平成21年選定物質は、平成23年度から初期リスク評価のためのばく露実態調査を開始し、現在までに2物質がリスク評価を終了している。

合計49物質のうち、残り46物質を今後リスク評価する必要がある（ナノマテリアルを除く。）。

(3) 平成24年の選定物質

次の通り発がん性に着目した選定及びナノマテリアルを選定した。

- ①有機溶剤中毒予防規則の対象物質のうち、発がん性のおそれのある11物質
- ②上記①以外でがん原性指針を公表している3物質
- ③発がんのおそれのある芳香族アミン1物質
- ④ナノマテリアル1物質
- ⑤再告示物質1物質

(4) 平成25年の選定物質

次の通り発がん性または生殖毒性・神経毒性に着目した選定を行った。

- ① IARCにおいて発がん性区分で、「1」、「2A」、又は「2B」となっている13物質
 - ・有機則の対象物質のうち、発がん性のおそれのある1物質
 - ・上記以外の12物質
- ② 国が実施した発がん性試験の結果において発がん性が示唆される1物質
- ③ 生殖毒性または神経毒性でGHS区分が1の12物質

3 平成26年の選定物質（平成27年有害物ばく露作業報告対象物質）について（案）

- (1) 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、発がん性があるか、又はあることが示唆される物質

ア WHO/IARCにおいて、発がん性評価が1、2A、又は2Bとなっているもの（許容濃度等は設定されていない）

- ① ニトリロ三酢酸（2B）
- ② ブロモジクロロメタン（2B）

イ 発がん性評価ワーキンググループの検討において、候補物質とされたものの中からの選定

- ③ チオ尿素
- ④ 1,5,5-トリメチル-1-シクロヘキセン-3-オン（イソホロン）

- (2) 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、生殖毒性又は神経毒性があるか、又はあることが示唆される化学物質（生殖毒性・神経毒性でGHS区分が1のもの）

（生殖毒性）

- ⑤ 2-イミダゾリジンチオン
- ⑥ N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル（別名ベノミル）

（神経毒性）

- ⑦ アリルアルコール
- ⑧ エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）
- ⑨ オクタン
- ⑩ クロロピクリン
- ⑪ ジチオりん酸 0,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)（別名ジスルホトン）
- ⑫ ジチオりん酸 0,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル（別名マラチオン）
- ⑬ しょう脳
- ⑭ チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)（別名クロルピリホス）
- ⑮ チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン）

- ⑯ チオリン酸 0,0—ジメチル—0—(3—メチル—4—メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)
 - ⑰ テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
 - ⑱ 1—ナフチル—N—メチルカルバメート (別名カルバリル)
 - ⑲ フェノチアジン
 - ⑳ ほう酸ナトリウム (十水和物)
 - ㉑ メチルヒドラジン
- (3) 海外における知見、パブリックコメント等を踏まえた選定物質
- ㉒ 1, 2-ブロモプロパン (神経毒性・生殖毒性)
- (4) 過去に有害物ばく露作業報告を実施したもので、報告がなかったもの (再告示物質)
- ㉓ デカボラン→23年報告で無報告 (8件は誤報)
 - ㉔ ペンタボラン→23年報告で無報告 (6件は誤報)
 - ㉕ ジボラン→24年報告で無報告 (8件は誤報)
 - ㉖ イソシアン酸メチル→25年報告で無報告